

令和8年度 幼稚園授業料・給食費・預かり保育料について

各料金は、父母の課税額（市民税の所得割額）の合計額に応じて階層区分を判定し、算定します。

■料金表

（単位：円）

階層区分 (数字は所得割額)	授業料	給食費 (月額)	預かり保育料（日額）		
			短期	通年	保育所型
第 1 階層 生活保護、里親世帯	0	0	0		
第 2 階層 市民税非課税世帯 ひとり親世帯等		1,260	450		
		0			
第 3 階層 所得割非課税世帯 ～		1,260			
第 5 階層 77,101 円未満 ひとり親世帯等		630			
第 6 階層 97,000 円未満		3,300			
第 7 階層 169,000 円未満					
第 8 階層 301,000 円未満					
第 9 階層 301,000 円以上					

《備考》○所得割額は住宅取得特別控除等の税額控除前の額となります（調整控除は適用されます）。

○ひとり親世帯及び障がい者同居世帯で第2階層～第5階層に該当する場合は表中「ひとり親世帯等」の金額が適用になります。

○給食費は予定金額になります。金額等については改めて4月に給食センターより通知されます。

■各料金の算定（納付書等送付）時期

区分	対象月	市民税の課税年度（算定根拠）	納付書等送付	
			給食費	預かり
初期算定	4～8月分	令和7年度課税額（令和6年分所得で決定）	4月上旬	預かり保育料が
本算定	9～3月分	令和8年度課税額（令和7年分所得で決定）	（*）	発生した月

* 給食費は12か月分を4月に送付し、本算定により料金の変更があった方のみ9月上旬に新たな納付書等を送付します。

■各料金の算定例

◆算定例①（月額）

区分	市民税所得割額
父	30,000円
母	20,000円
合計	50,000円

所得割額合計が50,000円なので、第5階層となります。
利用園児が第1子預かり保育を10日利用した場合・・・
給食費：1,260円 預かり保育料：450円×10日＝4,500円
※保育の必要性が認められた場合、預かり保育料は無償となります。

◆算定例②（月額）・・・「家計の主宰者」が父母以外と認められる場合

区分	給与収入額
父	800,000円
母	400,000円
合計	1,200,000円

課税年度に対応する年分の収入で判断します。なお、非課税所得の各種年金や児童手当・児童扶養手当等も家計の収入として加味します。

<

年間最低生活費
父27歳、母25歳、子4歳の3人世帯の場合 1,489,680円

・父母の収入のみでは生計を維持できないと判断される場合（生活保護法による年間最低生活費を基準）は、同居している祖父母のいずれかの所得割額を合算して算定します。

↓祖父の市民税所得割額を合算

区分	市民税所得割額
父	0円
母	0円
祖父	100,000円
合算	100,000円

この場合、家計の主宰者である祖父（年収500万円）の税額を合算し、100,000円となるので、第7階層となります。
利用園児が第1子で預かり保育を10日利用した場合・・・
給食費：3,300円 預かり保育料：450円×10日＝4,500円
※保育の必要性が認められた場合、預かり保育料は無償となります。